

## 広島県公安委員会告示第8号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成27年2月5日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名 (住所)	製造業者名 (住所)
4P1185	告示の日 (平成27年2月5日) から 3年間	ぱちんこ 遊技機	CR フィーバー機 動戦士ガンダム2 R	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29番14号)	左同
4P1146	同上	同上	CR フィーバース ター・ウォーズY A	同上	左同
4P1115	同上	同上	CR フィーバース ター・ウォーズY R	同上	左同
4P1212	同上	同上	CRA 大海物語 3SAP	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 要求 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目9番21号)	左同
4P1154	同上	同上	CR 大奥～繚乱の 花戦～M2-T	株式会社ニューギン 代表取締役 新井 悠司 (愛知県名古屋市中村区烏 森町三丁目56番地)	左同
4P1181	同上	同上	CR 真・花の慶次 M- K1	同上	左同